

総社市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第8号

総社市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

総社市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年総社市条例第209号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、<u>災害派遣手当</u>及び退職手当とする。</p> <p><u>(地域手当)</u></p> <p>第5条 <u>地域手当は、総社市職員給与条例(平成17年総社市条例第41号)第13条第1項に規定する地域に在勤する職員に支給する。</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第7条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>第5条 <u>削除</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第7条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの並びに次号及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため総社市職員給与条例第15条第1項第2号に規定する自動車等（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等によることを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）</p> <p>（勤勉手当） 第15条 略 （災害派遣手当） 第15条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条の規定により準用される場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員のうち、住所又は居所を離れて本市の区域内に滞在することを要する者に対して支給する。</p> <p>（支給額決定の基準） 第21条 職員の給与の額は、総社市職員給与条例及び総社市職員の退職手当に関する条例（平成17年総社市条例第45号）にそれぞれ規定する職</p>	<p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（次号又は第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの又は徒歩（交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員が定期券を発行している場合における回数券等を利用するときを含む。以下「自動車等」という。）によることを常例とする職員（次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等によることを常例とする職員</p> <p>（勤勉手当） 第15条 略</p> <p>（支給額決定の基準） 第21条 職員の給与の額は、総社市職員給与条例（平成17年総社市条例第41号）及び総社市職員の退職手当に関する条例（平成17年総社市条</p>

改正後	改正前
<p>員の給与の額を基準とし、企業の経営状況その他の事情を考慮して定めるものとする。</p> <p><u>(会計年度任用職員の給与)</u> <u>第22条 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、総社市会計年度任用職員の例による。</u></p>	<p>例第45号) にそれぞれ規定する職員の給与の額を基準とし、企業の経営状況その他の事情を考慮して定めるものとする。</p> <p><u>(非常勤職員等の給与)</u> <u>第22条 企業職員で非常勤のもの又は臨時的に雇用される者については、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</u></p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。